

転落災害防止用昇降設備導入促進助成事業

予算額 6,000千円

1. 助成対象

茨城県内の営業所にあらたに導入する、単体の昇降設備とします。

なお、中古品および車両に装着されている昇降設備（ステップ・グリップ等）は対象外とします。

2. 助成額

1台あたり取得価格（税抜き）の2分の1で10,000円を限度とし、1事業者あたり最大100,000円を限度とします。

※県内を統括する支店・本社等は、県内営業所分を取り纏めの上、ご申請ください。

3. 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月15日までに導入し、支払いが終了するものとします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、令和6年3月15日までに助成金を請求してください。

（添付書類）

- ・請求明細書等（品名が分かるもの）、領収書（振込依頼書）の写し、昇降設備の仕様書または画像

5. 助成条件

茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。

（入会以降の関連経費を対象とします）